

市川三郷レンジャー着ぐるみ貸し出し要領

1 主旨

市川三郷町（以下、「町」という。）は、町内外へ町全体を幅広くＰＲするため、町民活動グループや団体及び企業などが企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに貸し出しをするものとする。

2 利用手続き

(1) 応募資格

町内に在住、在勤、在学の町民活動グループや団体及び企業

(2) 貸し出し条件

- ①個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと。
- ②政治・宗教・思想、町のＰＲを伴わない事業への活動に利用しないこと。
- ③法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④町や市川三郷レンジャーのイメージを損なうような使用をしないこと。
- ⑤視界が狭いため補助者が必ず１名以上付くこと。
- ⑥大切に扱うこと。（破損した時は修理費を負担する場合がある。）
- ⑦火気・水気に近づかないこと。
- ⑧雨天等で天候が悪化している場合、または歩行環境が悪い場合での屋外使用は認めない。
- ⑨着ぐるみで事故等があった場合、主催者の責任とすること。
- ⑩着ぐるみ内は高温になるため、中に入っている人のケアを随時行うこと。
- ⑪イベント保険等に必ず加入すること。
- ⑫主催者以外は使用しないこと。

(3) 着ぐるみに入る者の制限

中学生以上（１８歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得ること。）

(4) 申請方法

「市川三郷レンジャー（にんにん・どんどん・ぼんぼん）着ぐるみ使用許可申請書」に必要事項を記載し、町役場総務課広聴広報係（本庁舎２階）へ提出。

(5) 注意事項

- ①申請者は、貸し出しを希望する日の１０日前までに申請書の提出を行うこと。
- ②貸し出し用の着ぐるみは３体（にんにん・どんどん・ぼんぼん）。１体から３体まで貸し出し可能。但し、貸し出し期間が重複した場合は希望に添えない場合がある。

3 その他

(1) 審査・許可

町は、提出された申請内容を審査し、「市川三郷レンジャー（にんにん・どんどん・ぽんぽん）着ぐるみ貸し出し許可書」により速やかに通知する。

(2) 着ぐるみの返却

着ぐるみは、原則として、利用終了日の翌日に返却する。但し、諸事情により指定期日までに返却が困難な場合は、速やかにその旨を報告し適宜相談とする。

4 留意事項

(1) 管理者は、使用許可書をすでに交付した場合でも止むを得ない事情があると認めた場合は、使用許可を取り消すことができる。

(2) 着ぐるみの利用にあたって必要となる搬出入は利用者が行うものとする。

(3) 着ぐるみの利用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1名以上付くこととする。

(4) 利用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は利用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の利用により相当と認められる損耗についてはこの限りでない。また、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、利用者が代替作成費用を負担すること。

(5) 着ぐるみの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用にあたって発生した事故等については、利用者の責任において適切に処理すること。

(6) 着ぐるみの改造は認めない。

(7) 虚偽の申請により着ぐるみを使用しようとする者または上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、使用許可書を取り消すものとする。

(8) 子どもたちの夢を壊さぬように、着替えなどは必ず控え室等を利用し、むやみに人前で脱着を行わないこと。

5 申請・問い合わせ先

市川三郷町役場総務課広聴広報係

電話：055-272-1102

Eメール：ims1790@town.ichikawamisato.yamanashi.jp

6 市川三郷レンジャー着ぐるみ貸し出し部位

 にんにん	 どんどん	 ほんぼん
頭（1個）	頭（1個）	頭（1個）
胴体（1着）	胴体（1着）	胴体（1着）
手袋（1組）	手袋（1組）	手袋（1組）
長靴（1組）	長靴（1組）	長靴（1組）
アイスノン（2個）	アイスノン（2個）	アイスノン（2個）
アイスノン入れ袋（1個）	アイスノン入れ袋（1個）	アイスノン入れ袋（1個）
スポンジあんこベスト（1着）	スポンジあんこベスト（1着）	スポンジあんこベスト（1着）
着ぐるみ用ハンガー（1）	着ぐるみ用ハンガー（1）	着ぐるみ用ハンガー（1）

※ 返却時は全てダンボールに納品し返却のこと。

※ 損傷等が出た場合は速やかに報告すること。